

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【1 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
千代田区立スポーツセンター	千代田区 内神田 2-4-3	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.02	$C_T \cdot S_D$	0.46	Ⅲ			
第3東運ビル	港区 芝浦 1-56	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.44	Ⅲ			
コナミ品川ビル	品川区 東品川 4-10-1	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	0.74	$C_T \cdot S_D$	0.37	Ⅱ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
											内容	実施時期		
目黒区民センター	A棟	目黒区 目黒 2-839-1	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	0.93	$C_T \cdot S_D$	0.25	II			
	B棟			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.40	$C_T \cdot S_D$	0.26	III			
	C棟			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)		I_s/I_{S0}	0.83	$C_T \cdot S_D$	0.54	II			
	D棟			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)		I_s/I_{S0}	1.13	$C_T \cdot S_D$	0.49	III			
	地下棟			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)		I_s/I_{S0}	1.16	$C_T \cdot S_D$	0.76	III			
渋谷東口会館・TK渋谷東口ビル		渋谷区 渋谷 1-14-8,9,13,14,15	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	耐震診断中 (2018年8月完了予定)										

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)		耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	内容	実施時期	
国立代々木競技場	第一体育館	渋谷区神南2-1-1	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了			
	第二体育館			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	改修工事入札中 (利用休止)				耐震改修	2018年4月 着工 2019年9月 完了			
	付属棟 (サブプール領域)			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了	U=1.25		
	付属棟 (連絡領域)			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了	U=1.25		
	連絡棟 (事務領域)			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了			
	職員 休養室			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了			
	クーリングタワー 置場			12	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	改修工事中				耐震改修	2017年12月 着工 2019年9月 完了			
王子駅前 サンスクエアビル	ボーリング 場部分	北区 王子 1-2	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅲ				
	タワー棟部 分			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.60	Ⅲ				

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
江戸川区立スポーツセンター	江戸川区 西葛西 4-2-20	体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.28	III			$I_{S0}=0.75$

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、 R_t 、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【2 病院又は診療所】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
日本大学歯学部2号館 (日本大学歯学部附属歯科病院)	千代田区 神田駿河台 1-8-13	病院又は診療所	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	建替え工事中				建替え	2015年3月 着工 2018年10月 完了		
東京通信病院 診療棟	B1~10F	千代田区 富士見 2-16-1	病院又は診療所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	改修工事中				耐震改修	2017年8月 着工 2018年11月 完了	
	B2F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	改修工事中				耐震改修	2017年8月 着工 2018年11月 完了		
国立がんセンター 中央病院管理棟 (旧外来治療棟)	中央区 築地 4-23,5-2-27	病院又は診療所	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_S/I_{S0}	1.18	$C_T \cdot S_D$	0.41	Ⅲ				
東京慈恵会医科大学 附属病院 F棟	1期	港区 西新橋 3-19-18	病院又は診療所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.66	Ⅲ			
	2期			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.68	Ⅲ			
愛育クリニック	港区 南麻布 5-6-8	病院又は診療所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.63	Ⅲ			耐震改修 2016年4月 完了	

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
東京女子医科大学 中央病棟	新宿区河田町8-1	病院又は診療所	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	III		
東京女子医科大学 西病棟A及び西病棟B	新宿区河田町8-1	病院又は診療所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		改修工事中				耐震改修	2017年7月 着工 2018年8月 完了	
			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		改修工事中				耐震改修	2017年7月 着工 2018年8月 完了	
慶應義塾大学病院 中央棟	新宿区信濃町35	病院又は診療所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.60	III		
慶應義塾大学病院 1号棟	新宿区信濃町35	病院又は診療所	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	III		
昭和大学病院 入院棟	品川区旗の台1-4-13	病院又は診療所	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				III		
国家公務員共済組合連合会 三宿病院(南館)	目黒区上目黒5-33-12	病院又は診療所	5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1977年版)		I_s/I_{S0}	1.17			III		
国家公務員共済組合連合会 三宿病院(西館)	目黒区上目黒5-33-12	病院又は診療所	5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1977年版)		I_s/I_{S0}	1.33			III		

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
									内容	実施時期	
国家公務員共済組合連合会 三宿病院(診療館)	目黒区 上目黒 5-33-12	病院又は診療所	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
東京共済病院2号館(西館)	目黒区 中目黒 2-3-8	病院又は診療所	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	0.73	$C_T \cdot S_D$	0.09	I		部分改修 (SRF工法) 2015年1月 完了	
東邦大学医療センター 大森病院1号館	大田区 大森西 6-1-5	病院又は診療所	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	0.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	I			
東邦大学医療センター 大森病院2号館	大田区 大森西 6-10-19	病院又は診療所	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	III			
至誠会第二病院 中央館	世田谷区 上祖師谷 5-19-1	病院又は診療所	5-1 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1977年版)	I_s/I_{S0}	1.08			III			
玉川病院 本館(1期)	世田谷区 瀬田 4-338-1	病院又は診療所	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	0.76	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	II	耐震改修	2018年12月 着工 2019年5月 完了	
JR東京総合病院 病棟	渋谷区 代々木 2-1-3	病院又は診療所	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
東京医療生活協同組合 中野総合病院	中野区 中央 4-29-1、29-4、31-1	病院又は診療所	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.76	III		U=1.25	

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4	安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7		
						内容	実施時期			
河北総合病院 本館	杉並区 阿佐谷北 1-7-3	病院又は診療所	耐震診断中 (2018年12月完了予定)							
東京女子医科大学 東医療センター 1号館	荒川区 西尾久 2-1-10	病院又は診療所	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	II	建替え (移転)	2018年1月 設計着手 2018年11月 設計完了 2021年移転
日本大学医学部附属 板橋病院	板橋区 大谷口上町 30-1	病院又は診療所	2 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.24	q	0.18	I		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震[※]の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場】

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
						I_s/I_{S0}	$C_T \cdot S_D$	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30		内容	実施時期		
日本武道館		千代田区北の丸公園 2-3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.13	$C_T \cdot S_D$	0.30	Ⅲ				
国立劇場本館	RC部分	千代田区隼町 4-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.69	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$	
	SRC部分			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.59	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$
日本生命日比谷ビル		千代田区有楽町 1-12	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.51	Ⅲ				
日本消防会館		港区虎ノ門 2-9-16	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	0.71	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅱ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4			安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7							
										内容	実施時期								
明治神宮野球場	正面スタンド棟	新宿区霞ヶ丘町3-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.20	$C_{TU} \cdot S_D$	0.78	III									
	1塁側内野スタンド棟										5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.18	$C_{TU} \cdot S_D$	0.77	III		
	3塁側内野スタンド棟										5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.18	$C_{TU} \cdot S_D$	0.77	III		
	外野スタンド棟										5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.96	$C_{TU} \cdot S_D$	1.28	III		
新宿文化センター		新宿区新宿6-14-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.16	$C_T \cdot S_D$	0.60	III									
後樂園ホールビル		文京区後楽1-3	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)						鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	III			
東京文化会館		台東区上野公園1-2のうち	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.08	$C_T \cdot S_D$	0.54	III									
大井競馬場 4号スタンド		品川区勝島2-1他	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	III									
平和島競艇場 観覧場(第2期、3期、4期)		大田区平和島1-1-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{S0}	0.61	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	II	耐震改修(その8~)	2021年3月完了 (全工期完了)	耐震改修(その1~その7) 2018年2月完了						
					鉄骨が非充腹材の場合														

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
昭和女子大学 人見記念講堂	1~3F	世田谷区 太子堂 1-7-57	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	III			
	4・M4F			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.66	$C_{TU} \cdot S_D$	0.79	III		
NHKホール		渋谷区 神南 2-2-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.63	III			
国立能楽堂	本棟	渋谷区 千駄ヶ谷 4-18-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.51	$C_T \cdot S_D$	0.50	III			$I_{S0}=0.70$
	低層棟			4-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I_s/I_{S0}	1.55			III			$I_{S0}=0.94$

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7		
						内容	実施時期								
江戸川競艇場	スタンド棟 A棟1F	江戸川区 東小松川 3-1-1	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.53	$C_{TU} \cdot S_D$	0.72	III			耐震改修 2017年8月完了	
	スタンド棟 A棟2~7F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.60	q	1.03	III			耐震改修 2017年8月完了	
	スタンド棟 B棟2~6F			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	III			耐震改修 2017年8月完了	
	スタンド棟 B棟7・8F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.88	q	1.18	III			耐震改修 2017年8月完了	
	投票所棟			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.44	q	1.03	II	耐震改修	2021年4月以降		
	入場門棟			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.26	q	0.42	I	耐震改修	2019年4月以降		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【4 集会場又は公会堂】

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4			安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
メルパルク東京	ホテル棟1	港区 芝公園 2-5-20	集会場又は公会堂	6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			G_{IS}	1.08	Ⅲ			
	ホテル棟2			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			G_{IS}	1.20	Ⅲ			
	劇場棟			6	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」			G_{IS}	1.38	Ⅲ			
浅草公会堂		台東区 浅草 1-38-6	集会場又は公会堂	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_S/I_{S0}	1.60			Ⅲ		U=1.25	
江東区文化センター	研修・視聴覚棟	江東区 東陽 4-11-3	集会場又は公会堂	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.11	$C_T \cdot S_D$	0.32	Ⅲ		
	展示棟			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	3.78	$C_T \cdot S_D$	0.65	Ⅲ		
	ホール棟			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_S/I_{S0}	1.83	$C_T \cdot S_D$	0.28	Ⅲ		

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
				確認できる					内容	実施時期	
中野サンプラザ	中野区 中野 4-2-48	集会場又は公会堂	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
北区立赤羽会館	北区 赤羽南 1-13-1	集会場又は公会堂	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{s0}	1.25	$C_T \cdot S_D$	0.31	III			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【5 展示場】

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					I_s/I_{S0}	0.60	$C_T \cdot S_D$	0.48		内容	実施時期		
科学技術館	本館(A~G棟)	千代田区北の丸公園2-1	展示場	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	0.60	$C_T \cdot S_D$	0.48	II	耐震改修	2021年4月 着工 2022年3月 完了	U=1.25
	K棟			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.22	q	0.88	I	耐震改修	2018年2月 設計着手 2018年10月 着工 2019年2月 完了	U=1.25
	M棟			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.32	q	1.28	II	耐震改修	2018年2月 設計着手 2018年10月 着工 2019年2月 完了	U=1.25
	N棟			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.51	q	2.05	II	耐震改修	2018年2月 設計着手 2018年10月 着工 2019年2月 完了	U=1.25
センタービル	高層部分	大田区平和島6-1-1	展示場	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.62	q	1.00	III			
	低層部分(第一展示場)			2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.71	q	2.03	III			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4	安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【6 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
読売会館 (ビックカメラ有楽町店)	千代田区 有楽町 1-11-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版) 鉄骨が非充腹材の場合	改修工事中				Ⅲ	耐震改修	2018年2月 着工 2026年3月 完了	
北数寄屋ビル	7-1棟	中央区 銀座 4-101-20先	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.23	$C_{TU} \cdot S_D$	0.77	Ⅲ		
	7-2棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.11	$C_{TU} \cdot S_D$	0.69	Ⅲ		
	7-3棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.11	$C_{TU} \cdot S_D$	0.70	Ⅲ		
	7-4棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.68	Ⅲ		
伊勢丹本店本館	新宿区 新宿 3-14-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
											内容	実施時期		
伊勢丹本店メンズ館		新宿区 新宿 3-14-9	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
伊勢丹会館		新宿区 新宿 3-15-1,2	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	Ⅲ			
紀伊國屋ビルディング	店舗棟	新宿区 新宿 3-17-7	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	0.30	$C_{TU} \cdot S_D$	0.13	I	耐震改修	2018年5月設計着手 2018年10月設計完了 2018年12月着工	Rt=0.99 (2018.6.22)報告書提出により、耐震改修等の予定を追加
	ホール棟			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	0.42	$C_{TU} \cdot S_D$	0.12	I	耐震改修	2018年5月設計着手 2018年10月設計完了 2018年12月着工	Rt=0.99 (2018.6.22)報告書提出により、耐震改修等の予定を追加
M I 新宿ビル 本館		新宿区 新宿 3-29-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.10	$C_T \cdot S_D$	0.41	Ⅲ			
ルミネエスト新宿店		新宿区 新宿 3-38-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.61	q	1.19	Ⅲ			
新宿ダイビル (株式会社 三越伊勢丹 新宿アルタ)		新宿区 新宿 3-807-4	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					I _s	0.64	q	1.48		内容	実施時期	
ルミネ新宿店 ルミネ1	新宿区西新宿1-1-1	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I _s	0.64	q	1.48	III			
新宿西口駅本屋ビル (小田急百貨店 Aビル)	新宿区西新宿1-1-3	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
新宿西口駅本屋ビル (小田急百貨店 A'ビル)	新宿区西新宿1-1-3	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
京王ビル	新宿区西新宿1-1-4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
新宿地下鉄ビルディング	新宿区西新宿1-1-5	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I _s /I _{S0}	0.85	C _T ・S _D	0.26	II			
新宿西口駅前ビル(ハルク)	新宿区西新宿1-5-1	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I _s /I _{S0}	1.00	C _T ・S _D	0.47	III			
松坂屋上野店 本館	台東区上野3-29-5	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
アブアブ赤札堂 上野店	台東区 上野 4-8-4	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	0.39	$C_{TU} \cdot S_D$	0.28	I		
京成上野ビル	台東区 上野 6-15	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.61	q	1.18	III		
錦糸町駅・錦糸町テルミナ	墨田区 江東橋 3-14-5	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	III		
アトレ目黒1A館	品川区 上大崎 2-16-9	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.50	q	1.70	II		
東急五反田ビル	品川区 東五反田 2-1-4~7	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	III		
大森駅前ビル	大田区 山王 2-2258他	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	III		
オーケージャンボサガン店	大田区 仲六郷 2-43-2	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)		I_s/I_{S0}	1.00			III		(2018.6.22) 報告書提出により、追加
東急プラザ蒲田/ 蒲田駅西口付属建物	大田区 西蒲田 7-69-1/ 本蒲田 3-132	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.29	III		
グランデュオ蒲田西館	大田区 本蒲田 3-13-2	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.63	q	1.28	III		
グランデュオ蒲田東館	大田区 本蒲田 3-30,31,32	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.64	q	1.20	III		

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
玉川高島屋 ショッピングセンター 本館	世田谷区 玉川 3-1528他62 筆	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
玉川高島屋 ショッピングセンター 南館	世田谷区 玉川 3-1528他62 筆	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.62	q	1.12	Ⅲ			
ヒューリック渋谷宇田川町ビル	渋谷区 宇田川町 12-16,17, 92- 13,14,15,17	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.17	$C_T \cdot S_D$	0.58	Ⅲ		
SKビルB館(そごう・西武 西武渋谷店B館)	渋谷区 宇田川町 20-2	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.47	Ⅲ		
SKビルA館(そごう・西武 西武渋谷店A館)	渋谷区 宇田川町 21-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.49	Ⅲ		
笹塚ショッピングモール21・ 笹塚駅前市街地住宅	渋谷区 笹塚 1-48-14	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.13	$C_T \cdot S_D$	0.34	Ⅲ		
東急百貨店 東横店	南館	渋谷区 渋谷 2-24-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.62	q	1.75	Ⅲ		
	西館			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場合	I_s/I_{s0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.55	Ⅲ	

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
ラフォーレ原宿	渋谷区 神宮前 1-11-7,12	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	Ⅲ			
渋谷モディ	渋谷区 神南 1-33-3,4	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			
株式会社東急百貨店 本店	渋谷区 道玄坂 2-24-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基準 法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基 づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る 部分(構造計算にあつては、地震に係る部分 に限る。))に限る。)に適合するものであるこ とを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
道玄坂共同ビル	渋谷区 道玄坂 2-29-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	0.86	$C_{TU} \cdot S_D$	0.41	Ⅱ	耐震改修	2017年12月 設計着手 2018年12月 設計完了 2019年度 着工	(2018.5.18) 補強設計時の 再診断によ り、安全性の 評価に係る事 項を更新
渋谷プライム	渋谷区 道玄坂 2-124他	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_s/I_{s0}	0.96	$C_{TU} \cdot S_D$	0.46	Ⅱ			
中野ブロードウェイ	中野区 中野 5-199-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 非充腹 材の場 合	I_s/I_{s0}	0.79	$C_T \cdot S_D$	0.45	Ⅱ			
ルミネ荻窪店 (荻窪ステーションビル)	杉並区 上荻 1-7-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断 の方法		I_s	0.76	q	1.06	Ⅲ			
永信ビル・ 北大塚二丁目市街地住宅	豊島区 北大塚 2-24-1,2	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-5	一般財団法人日本建築防災協会 による「既存鉄骨鉄筋コンクリート 造建築物の耐震診断基準」に定め る「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
巣鴨NJKセンタービル	豊島区 巣鴨 2-6-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	0.97	$C_{TU} \cdot S_D$	0.58	II			
池袋東武会館(東武百貨店) 本館	豊島区 西池袋 1-1-25	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{s0}	1.00			III			
池袋東武会館(東武百貨店) 新館	豊島区 西池袋 1-1-25	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
池袋西口共同ビル	豊島区 西池袋 3-28-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.26	III		
サンシャインシティ 低層店舗棟	豊島区 東池袋 3-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.65	q	1.28	III			
サンソウゴ池袋ビル	豊島区 東池袋 4-27-10	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が 充腹材 の場合	I_s/I_{s0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	II		
西武池袋本店	豊島区 南池袋 1-18-19他	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
パルコ池袋店	豊島区 南池袋 1-104	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.60	q	1.15	III			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
赤羽第一葉山ビル	北区 赤羽 1-21	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.48	Ⅲ		(2018.4.27) 改修工事完了により、安全性の評価に係る事項を更新
西友赤羽店	北区 赤羽 2-1-33	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	Ⅲ		
イオン 赤羽北本通り店	1~3F	北区 神谷 3-12-1	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	Ⅲ		
	4~5F		3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.90	q	1.09	Ⅲ		
イトーヨーカドー 上板橋店	板橋区 常盤台 4-26-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.76	Ⅲ		U=1.25
板橋運送ビル B棟	板橋区 蓮根 3-21-2他	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	Ⅲ		
第二矢野新ビル	足立区 梅島 3-2172-1、 1220-1、 1220-18	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	Ⅲ		耐震改修 2017年4月 完了
晝間ビル (イトーヨーカドー竹ノ塚店)	足立区 竹の塚 5-17-1	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	0.90	$C_{TU} \cdot S_D$	0.55	Ⅱ		
西新井西口駅ビル トスカ西館	足立区 西新井栄町 1204-1-1他	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	0.56	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	Ⅱ		
イトーヨーカドー 高砂店	葛飾区 高砂 3-12-5	百貨店、マーケット その他の物品販売 業を営む店舗	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.36	q	1.20	Ⅱ		

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
金町駅前団地 1号棟	葛飾区東金町1-36-1	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III				
イトーヨーカドー 小岩店	江戸川区西小岩1-1926-2他	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	0.83	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	II			
芝本船堀ビル(ダイエー船堀店)	江戸川区船堀1-1-51	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.62	III			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19号)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【7 ホテル又は旅館】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
				内容	実施時期						
帝国ホテル 本館	千代田区 内幸町 1-1-1	ホテル又は旅館	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
帝国ホテルタワー	千代田区 内幸町 1-1-1	ホテル又は旅館	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
ホテルニューオータニ・ザ・メイン	千代田区 紀尾井町 4-1	ホテル又は旅館	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
新紀尾井町ビル	千代田区 紀尾井町 4-1	ホテル又は旅館	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{s0}	0.65	$C_{TU} \cdot S_D$	0.40	Ⅱ	耐震改修 (2期)	2018年度 着工 2019年3月 完了 (全工期完了)	耐震改修 (1期) 2016年8月 完了
ホテルニューオータニタワー	千代田区 紀尾井町 4-1	ホテル又は旅館	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
赤坂東急ビル (東急プラザ赤坂)	千代田区 永田町 2-14-3	ホテル又は旅館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.48	III		
東京ビュック中銀	中央区 勝どき 2-8-12	ホテル又は旅館	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)		I_s/I_{S0}	0.51			II		
ホテルフクラシア晴海 (旧 晴海グランドホテル)	1~7F	中央区 晴海 3-8-1	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.50	III	(2018.7.13) 改修工事完了により、安全性の評価に係る事項を更新
	8~10F、 B1F			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	III	(2018.7.13) 改修工事完了により、安全性の評価に係る事項を更新
ソートービル	港区 芝 2-36	ホテル又は旅館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.25	III		
芝パークホテル 別館	港区 芝公園 1-5-10	ホテル又は旅館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.32	III		
東京プリンスホテル	本館	港区 芝公園 3-3-1	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.47	III	耐震改修 2017年3月 完了
	鳳凰の間			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.60	q	2.41	III	

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
						内容	実施時期							
グランドプリンスホテル新高輪	高層棟	港区高輪 3-13	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	III			Rt=0.955
	低層棟			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.43	$C_{TU} \cdot S_D$	0.70	III			
	低層棟 (屋上和室)			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.84	q	1.05	III			耐震改修 2016年3月 完了
グランドプリンスホテル高輪	本館	港区高輪 3-417-3	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	III			Rt=0.954 耐震改修 2016年10月 完了
	別館			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)		I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.66	III			耐震改修 2016年10月 完了
品川プリンスホテルイーストタワー		港区高輪 4-10-30	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.41	$C_{TU} \cdot S_D$	0.27	III			
				3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	1.21	q	1.52	III			
ホテルオークラ東京別館	地上部分	港区六本木 1-10-16	ホテル又は旅館	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.93	q	1.08	III			
	地下部分			14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III				

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
京王プラザホテル新宿本館		新宿区西新宿2-2-1	ホテル又は旅館	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
京王プラザホテル新宿南館		新宿区西新宿2-2-1	ホテル又は旅館	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			
新宿ニューシティホテル	A棟	新宿区西新宿4-31-1	ホテル又は旅館	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	改修工事中				耐震改修	2017年8月 着工 2018年4月 完了		
	B棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	改修工事中						耐震改修	2017年8月 着工 2018年4月 完了
渋谷全線座ビル		渋谷区渋谷1-24-10	ホテル又は旅館	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.25	III		Rt=0.96
サンシャインシティホテル棟		豊島区東池袋3-1	ホテル又は旅館	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				III			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4	安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【9 博物館、美術館又は図書館】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
									内容	実施時期		
東京都立中央図書館	港区南麻布5-7-13	博物館、美術館又は図書館	5-4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	1.51			Ⅲ				
東京都美術館	地上階	台東区上野公園1-2	博物館、美術館又は図書館	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.18	$C_{TU} \cdot S_D$	0.74	Ⅲ			
	地下階			4-1 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I_s/I_{S0}	10.98			Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【10 遊技場】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7					
									内容	実施時期						
東京タワー (日本電波塔ビル)	港区 芝公園 4-407-6	遊技場	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.67	Ⅲ								
ヒューマックスパビリオン新宿歌舞伎町	1~4・B1F	新宿区 歌舞伎町 1-20-1	5-6 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{S0}	0.75	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	Ⅱ								
	5~8F		3-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)									I_s	0.14	q	0.56	Ⅰ
	B2・B3F		5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)									I_s/I_{S0}	1.40	$C_{TU} \cdot S_D$	0.90	Ⅲ
ビッグボックス 西武スポーツプラザ	新宿区 諏訪町 241-1	遊技場	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ								

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
											内容	実施時期		
黄色いビル	A棟	文京区 後楽 1-3	遊技場	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.32	III			
	B棟			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.43	III			
	C棟 1~7F			5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.49	III			
	C棟 8F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)		I_s	0.63	q	2.52	III			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、R_t、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【12 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
如水会ビルディング	千代田区 一ツ橋 2-1-1	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
日本教育会館	千代田区 一ツ橋 2-6-2	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.06	$C_{TU} \cdot S_D$	0.36	Ⅲ		Rt=0.99
東宝ツインタワービル	千代田区 有楽町 1-5-2	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	0.78	$C_T \cdot S_D$	0.37	Ⅱ		平成18年度から段階的に改修工事を実施

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
						内容	実施時期						
株式会社 八芳園	A工区 1~5F	港区 白金台 1-1-6	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1977年版)	I_s/I_{S0}	1.03			III			
	A工区 6F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	I_s	0.76	q	2.02	III			
	B工区 1・2F			5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1977年版)	I_s/I_{S0}	1.52			III			
	B工区 3~5F			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	I_s	0.82	q	1.59	III			
	C工区			5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1977年版)	I_s/I_{S0}	1.35			III			
六本木共同ビル (ロアビル)		港区 六本木 5-5-1	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_s/I_{S0}	0.35	$C_{TU} \cdot S_D$	0.08	I			
新宿武蔵野ビル		新宿区 新宿 3-27-10	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)	I_s/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	III			Rt=0.987
OWビル		新宿区 新宿 5-1053-2	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2009年版)	I_s/I_{S0}	0.33	$C_{TU} \cdot S_D$	0.17	I			
大森駅ビル (山王会館)		大田区 山王 2-2340-3, 2341- 4,9,10,11	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.12	$C_T \cdot S_D$	0.53	III			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4	安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【15 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					I_s/I_{s0}	1.20	$C_T \cdot S_D$	0.31		内容	実施時期		
帝国ホテル駐車場ビル	千代田区 内幸町 1-1-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.20	$C_T \cdot S_D$	0.31	Ⅲ			
富国生命ビル	千代田区 内幸町 2-2-2	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			
大手町ビルヂング	千代田区 大手町 1-6-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)		I_s/I_{s0}	1.20	$C_T \cdot S_D$	0.58	Ⅲ			
日本ビル	千代田区 大手町 2-8	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる				Ⅲ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
霞が関ビルディング		千代田区霞が関 3-4-4.7.26	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
日比谷駐車場		千代田区日比谷公園 1-2	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	4-1 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	I_s/I_{s0}	1.01			Ⅲ			
丸の内仲通りビルディング		千代田区丸の内 2-2-3	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.48	Ⅲ			
丸の内二丁目ビルディング／三菱ビルディング	丸の内二丁目ビルディング	千代田区丸の内 2-10-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
	三菱ビルディング			14 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ			
新東京ビル		千代田区丸の内 3-3-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-4 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{s0}	1.08			Ⅲ			

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
新国際ビル	千代田区丸の内3-4-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	1.05			III			
東京建物株式会社 本社ビル	本館	中央区八重洲1-9-9	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.61	q	2.14	III			
	新館		2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.62	q	1.89	III			
八重洲地下街	中央区八重洲2-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			III				
ニュー新橋ビル	港区新橋2-16-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{S0}	0.66	$C_T \cdot S_D$	0.12	I		
東京モノレール浜松町駅ビル	港区浜松町2-4-12	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.45	III		
京王モール・地下駐車場	B1・B2F	新宿区西新宿1-1	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.34	III			
	1F階段上家		3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.73	q	2.93	III			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
						内容	実施時期							
スバルビル		新宿区西新宿1-7-2	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	0.60			II				
明治安田生命新宿第二ビル		新宿区西新宿1-10-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.04	$C_T \cdot S_D$	0.54	III			
新宿センタービル		新宿区西新宿1-25-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			III				
新宿駅西口駐車場・小田急エース		新宿区西新宿1丁目西口地下街1号	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.63	q	1.36	III			
新宿三井ビルディング		新宿区西新宿2-1-1	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法		確認できる			III				
玉川高島屋ショッピングセンター 西館	西館	世田谷区玉川3-1528他62筆	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	2	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法		I_s	0.80	q	1.88	III			
	増築西館			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.31	III				

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称			構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
SKビルC館(そごう・西武西武渋谷店C館)	渋谷区 宇田川町 19-11	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	鉄骨が非充腹材の場合	I_s/I_{s0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.47	III			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、R_t、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【16 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物】

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
					内容	実施時期							
東京高等・地方・簡易裁判所	千代田区霞が関 1-1-4	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
中央区役所	中央区築地 1-1-1	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.25	Ⅲ			
新宿区役所本庁舎	新宿区歌舞伎町 1-4-1	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
江東区庁舎	江東区東陽 4-11-28	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる				Ⅲ				
世田谷区役所第二庁舎	世田谷区世田谷 4-964	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.64	Ⅲ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4			安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7	
										内容	実施時期		
東京都北区役所 第一庁舎	東側棟	北区 王子本町 1-15-1外6筆	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	0.96		II				
	中央棟			5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	0.96		II				
	西側棟			5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	1.01		III				
葛飾区総合庁舎	総合庁舎 事務棟本館	葛飾区 立石 5-405	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			III				
	区議会 議事堂			14	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	確認できる			III				
	機械室棟			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	2.68	$C_T \cdot S_D$	1.64	III			
	総合庁舎 事務棟新館			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.02	$C_T \cdot S_D$	0.44	III			U=1.25
江戸川区役所 本庁舎	南棟	江戸川区 中央 1-4-1	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.68	III		$I_{S0}=0.66$	
	東棟			5-4	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1983年版)	I_s/I_{S0}	1.04			III		$I_{S0}=0.66$	

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4	安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
						内容	実施時期	

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【17 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園】

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
										内容	実施時期	
白百合学園 小学校	小学校 B1～3F	千代田区 九段北 2-3-19	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認 定こども園	5-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.19	$C_T \cdot S_D$	0.32	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$
	小学校 4・5F			5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_{TU} \cdot S_D$	0.74	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$
	講堂			5-5 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1997年版)	I_s/I_{S0}	1.41	$C_T \cdot S_D$	0.50	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$
白百合学園 中学高等学校		千代田区 九段北 2-8-1,2,3,4,5	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認 定こども園	5-3 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.74	Ⅲ			$I_{S0}=0.70$
学校法人 共立女子学園 神田一ツ橋キャン パス	1号館	千代田区 一ツ橋 2-2-1	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認 定こども園	5-2 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.35	Ⅲ			
	講堂			2 指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	I_s	0.75	q	1.61	Ⅲ			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考 ※7
											内容	実施時期	
中央区立久松小学校 及び久松幼稚園	北校舎	中央区 日本橋久松 町 7-27,28	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認 定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.63	III			
	東校舎			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.03	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	III			
	西校舎			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.15	$C_{TU} \cdot S_D$	0.70	III			
学校法人 山脇学園	新3号館	港区 赤坂 4-10-36	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認 定こども園	5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.02	$C_T \cdot S_D$	0.38	III			$I_{S0}=0.77$ $G=1.10$
	新4号館			5-5	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1997年版)	I_S/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.72	III			$I_{S0}=0.875$ $G=1.25$
	新5号館			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.05	$C_{TU} \cdot S_D$	0.93	III			$I_{S0}=0.875$ $G=1.25$
	新6号館			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.04	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	III			$I_{S0}=0.875$ $G=1.25$

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4			安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7		
										内容	実施時期			
聖心女子学院	中高特別棟 (体育館、特別教室)	港区 白金 4-11-1	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.00	$C_T \cdot S_D$	0.70	III		$I_{S0}=0.70$		
	本館 (特別教室、教会施設)					5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.74	III		$I_{S0}=0.70$
	初等科 既存棟					5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.74	III		$I_{S0}=0.70$
	初等科 増築棟					5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	III		$I_{S0}=0.70$
麻布学園 普通教室棟		港区 元麻布 2-3-29	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.63	$C_{TU} \cdot S_D$	1.05	III				
東京都立両国高等学校 (校舎棟)		墨田区 江東橋 1-9	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-1	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1977年版)	I_s/I_{S0}	2.00			III				
小野学園 中央校舎		品川区 西大井 1-5447	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.70	III		$I_{S0}=0.70$		
文教大学付属中・高等学校 南棟		品川区 旗の台 3-877	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_T \cdot S_D$	0.78	III		$I_{S0}=0.75$		
国本学園	東・西・南校舎	世田谷区 喜多見 8-2170-1他	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.75	III				
	北校舎	世田谷区 喜多見 8-15-33		5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.26	$C_{TU} \cdot S_D$	0.52	III				

建築物の名称	建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					内容	実施時期						
東京都立永福学園	杉並区永福 1-507-1	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.12	$C_{TU} \cdot S_D$	0.30	III			$I_{S0}=0.70$
東京女子学院 中学校高等学校	練馬区 関町北 4-16-11	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	III			$I_{S0}=0.70$
			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.70	III			$I_{S0}=0.70$
			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.58	III			$I_{S0}=0.70$
			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版)	I_s	0.79	q	1.57	III			$I_{S0}=0.70$
武蔵高等学校・ 中学校 校舎	練馬区 豊玉上 1-26	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.01	$C_{TU} \cdot S_D$	0.61	III			$I_{S0}=0.70$
			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	1.02	$C_{TU} \cdot S_D$	0.78	III			$I_{S0}=0.70$
			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.05	$C_T \cdot S_D$	0.64	III			
			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.62	III			
			5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	I_s/I_{S0}	1.03	$C_T \cdot S_D$	0.30	III			

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ)	耐震改修等の予定※6		備考※7
											内容	実施時期	
東京都立鹿本学園	校舎棟 1-1	江戸川区 本一色 2-668	幼稚園、小学校等 又は幼保連携型認定こども園	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.69	Ⅲ			
	校舎棟 1-2			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.10	$C_{TU} \cdot S_D$	0.69	Ⅲ			
	校舎棟 2			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.25	$C_{TU} \cdot S_D$	0.79	Ⅲ			
	実習・プール棟			5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_S/I_{S0}	1.08	$C_{TU} \cdot S_D$	0.38	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、Rt、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を公表します。

【19 一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

建築物の名称		建築物の位置※1	建築物の用途※2	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果※3, 4				安全性の評価※4, 5 (I, II, III)	耐震改修等の予定※6		備考※7
					I_s/I_{S0}	$G_{TU} \cdot S_D$	I_s	q		内容	実施時期	
日本金属株式会社 板橋工場 第一圧延工場	本体建物	板橋区 舟渡 4-10-1	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	I_s/I_{S0}	0.13	$G_{TU} \cdot S_D$	0.17	I		
	炉付き棟			3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.12	q	0.48	I		
新日鐵住金株式会社 君津製鐵所 東京鋼管部 製管工場	A館	板橋区 舟渡 4- 2843,2848,28 65,3663,7390	一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	3-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(2011年版)	I_s	0.11	q	0.26	I		
	B館					I_s	0.13	q	0.34	I		
	C館					I_s	0.03	q	0.10	I		
	D・E館					I_s	0.06	q	0.15	I		
	南館					I_s	0.22	q	0.69	I		
	絞り館					I_s	0.09	q	0.22	I		
	北水圧館					I_s	0.19	q	0.48	I		
	S館S南館					I_s	0.35	q	0.65	II		

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住居表示のいずれかで記載している。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条）に定める用途（同施行令第8条第1項第1号から第19号）に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値（ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。）を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数（Z、 R_t 、G、U）は、備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

I. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済みであることの公表を希望する場合、備考欄に記載している。